

高知果公報

発行
高知果
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	2
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部改正 (")	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	4
高知果公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5
監査公表	
○定期監査の執行結果(安芸福祉保健所ほか)	5
入札公告	
○一般競争入札(高知県庁本庁舎で使用する電気)の公告 (管 財 課)	8

告 示

高知県告示第689号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した千本山鳥獣保護区、大柵鳥獣保護区、十市鳥獣保護区、高榑鳥獣保護区、横浪鳥獣保護区、三崎山鳥獣保護区及び香山寺鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成30年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
千本山鳥獣保護区	安芸郡馬路村魚梁瀬の国有林道中川線と県道千本山魚梁瀬との接点(石仙橋西詰め)を起点とし、同所から同県	平成30年11月15日から平成40年11

道を北進及び西進し国有林道西川線との接点に至り、同所から同国有林道を北進、西進、北進及び北東進し安芸森林管理署管轄国有林2119林班と2120林班及び2121林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西進し宝蔵山三角点(標高1,249.2メートル)に至り、同所から同村と安芸市との境界を北西進及び北東進し同村、同市及び徳島県那賀郡那賀町の境界接点に至り、同所から同町と同村との境界を東進し中川右岸(安芸森林管理署管轄国有林2064林班と2074林班との林班界)との接点に至り、同所から同右岸を西進及び南進し国有林道中川線との交点(汗谷橋西詰め)に至り、同所から同国有林道を南進して起点に達する線に囲まれた区域

月14日まで

大柵鳥獣保護区

香美市物部町大柵の国道195号と県道蕨野大比との接点(大柵橋南詰め)を起点とし、同所から同県道を北西進し永瀬ダムの堰堤との接点に至り、同所から同堰堤を北東進し県道久保大宮との接点に至り、同所から同県道を南東進及び北東進し市道椿佐古線との接点(蕪生川橋西詰め)に至り、同所から同市道を北西進し赤橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同ダムの満水位の水位線との交点に至り、同所から同水位線を北東進し上蕪生川橋との交点に至り、同所から同橋を東進し同水位線との交点に至り、同所から同水位線を南西進し柵谷橋の谷との接点に至り、同所から同谷を南東進し県道大豊物部(柵谷橋)との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道本町大北線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道大柵山崎線との接点に至り、同所から同市道を西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進し市道大柵河口線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同水位線との交点(山崎橋東詰め)に

平成30年11月15日から平成40年11月14日まで

	至り、同所から同水位線を北西進及び南西進し高宮橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同水位線との交点に至り、同所から同水位線を北東進して同国道との交点に至り、同所から同国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	
十市鳥獣保護区	南国市十市の同市と高知市との境界と県道春野赤岡との交点を起点とし、同所から同境界を北東進し十市パークタウンの北部の山頂上(標高122メートル)に至り、同所から旧村界の尾根を東進し県道栗山大津との接点に至り、同所から同県道を南進し更に十市パークタウンを経て東進し市道八丁福ノ谷線との接点に至り、同所から同市道を南西進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで
高榑鳥獣保護区	吾川郡いの町小川縦ノ木山高榑の同町と同郡仁淀川町との境界上にある三角点(標高1,033.6メートル)を起点とし、同所から同境界を北進し旧土佐郡本川村並びに仁淀川町及び旧吾川郡吾北村の境界接点に至り、同所から旧本川村と旧吾北村との境界を東進し旧高榑県行造林第9林班の東端に至り、同所から旧県行造林と私有林との境界を南進及び西進し高榑県有林の境界との接点に至り、同所から同境界を南進、西進、南西進及び北西進し公社造林の境界との接点に至り、同所から同境界を南西進し同公社造林の南端に至り、同所から稜線を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月1日から平成40年11月14日まで
横浪鳥獣保護区	須崎市中山の同市と土佐市との境界と県道横浪公園との交点を起点とし、同所から同境界を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を西進し須崎市久通と浦ノ内東分との大字界との接点に至り、同所から同大字界を北西進し市道久通線との接点	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで

	に至り、同所から同市道を北東進し同市浦ノ内西分と多ノ郷との大字界との接点に至り、同所から同市浦ノ内東分字カミサカウチ2514番地に至る稜線を東進し同番地に至り、同所から市道坂内3号線の終点に至る谷を東進し同市道の終点に至り、同所から同市道を東進し市道坂内9号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道坂内10号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道坂内8号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道坂内6号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を横断し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を東進し同市今川内字浦場の大崎に至り、同所から同県道に至る稜線を南進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	
三崎山鳥獣保護区	高岡郡四万十町興津の四万十森林管理署管轄国有林三崎山3096林班の全区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで
香山寺鳥獣保護区	四万十市坂本の市道坂本山路線の坂本橋西詰めを起点とし、同所から香山寺山頂三角点(標高221.5メートル)に延びる稜線を南西進し更に同三角点を経て同市坂本字川平山974番地1と森沢字サコ山3466番地1との境界との接点に至り、同所から北西に延びる稜線を北西進し市道坂本森沢線との接点に至り、同所から同市道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで

高知県告示第690号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をしますので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成30年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
野市特定猟具使用禁止区域(銃)	香南市野市町西野の市道新宮深淵線と県道龍河洞公園との交点を起点とし、同所から同県道を北進し龍河洞スカイラインとの接点に至り、同所から龍河洞スカイラインを東進し同市野市町大谷字ニタ根山1451-24(旧大谷料金所の跡地の東約250メートルの地点)に至り、同所から熊野神社に延びる稜線を南進し更に同神社及び同神社の参道を経て同市道との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器
山崎特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市物部町山崎の旧国道195号と国道195号との接点を起点とし、同所から同国道を南東進及び西進し通称四辻に至る歩道との接点に至り、同所から同歩道を北東進し大森山頂上(標高379メートル)に至り、同所から同歩道を北進し三笠山頂上(標高404.4メートル)に至り、同所から同歩道を北東進し同市物部町四辻に至り、同所から同旧国道に至る歩道を南東進及び南進し同旧国道との接点に至り、同所から同旧国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器
休場ダム特定猟具使用禁止区域	香美市土佐山田町平山の県道繁藤西町と休場ダムの堰堤との接点を起点とし、同所から同堰堤を北西進し四国電力株式会社の私有地と民有地との境界(赤	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器

(銃)	い境界柱)に至り、同所から同境界を北東進し市道2169号線との交点に至り、同所から同市道を北西進及び北進し同県道との接点(北地橋北詰め)に至り、同所から同県道を南進しほきがみね橋北詰めに至り、同所から四国電力株式会社の私有地と民有地との境界を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域		
植特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市土佐山田町植の市道植線と県道繁藤西町との接点を起点とし、同所から同県道を北東進し新改川左岸との交点(新改橋南詰め)に至り、同所から同左岸を北東進し市道105号線との交点(大法寺橋東詰め)に至り、同所から同市道を東進し用水路橋との接点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線に至る谷を北進し四国旅客鉄道株式会社土讃線との接点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を東進及び南東進し大法寺川右岸との接点に至り、同所から同右岸を南西進し市道大法寺221号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し土佐山田ゴルフ倶楽部の用地の境界との接点に至り、同所から同境界を南東進、南進、南西進及び西進し石鎚神社に至り、同所から同神社の参道を南進し市道植線との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器
山田島特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市土佐山田町田の県道神母ノ木野市と市道3065号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進、東進及び南東進し国土交通省河川管理道との接	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器

	点に至り、同所から同管理道を北東進し市道1100号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道1146号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し国道195号との接点に至り、同所から同国道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南東進及び南西進して起点に達する線に囲まれた区域									
国分特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市左右山の国道32号（高知東道路）と県道南国インターとの交点を起点とし、同所から同県道を東進及び南進し県道久礼田笠ノ川との接点に至り、同所から同県道を東進し南国市農道2001号線（南国広域農道）との接点に至り、同所から同農道を南東進し市道南国106号線との接点に至り、同所から同市道を南進及び西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
弘中特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町弘岡中の国道56号と市道春野町323号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し山内興業株式会社の私道との接点に至り、同所から同私道を北西進、南進及び西進し市道春野町4号線との接点に至り、同所から同市道を西進し日本セメント株式会社の吉良ヶ峰鉱山の私道との接点に至り、同所から同私道を西進し同市と吾川郡いの町との境界に至り、同所から同境界を北進及び北東進し高知市と旧春野町との境界との接点に至り、同所から同境界を東進し同国道の荒倉トンネルとの接点に至り、同所から同国道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
橘谷特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町弘岡中の国道56号と市道春野町316号線の起点との接点を起点とし、同所から橘谷を囲む稜線を西進、北進及び南東進し同国道と同市道の終点との接点に至り、同所から同国道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
高岡西山特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐市蓮池の国道56号と竜雲川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を北西進し市道土佐環状線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道政光線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び北進し同市道の終点に至り、同所から同市蓮池字小岩5564-2の同市高岡、北地及び蓮池の大字界接点を見通す線を北東進し同大字界接点に至り、同所から北に延びる稜線を北進し市道番根清水線との接点に至り、同所から同市道を北西進し鴨川川上流の水ヶ峠に通ずる谷に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進し同谷との接点に至り、同所から同谷を北西進し市道清滝西大峠線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道中町清滝線との接点に至り、同所から同市道を南西進、東進及び南進し市道藤並町林口清滝線との接点に至り、同所から同市道を東進及び南進し市道真幸町青木町線との接点に至り、同所から同市道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
政光特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐市北地の市道政光線の終点を起点とし、同所から同市道を南進及び南東進し市道六分一	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
止区域（銃）	政光線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道宇都木六分一線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道番根清水線に至る歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進及び北東進し同市道との接点に至り、同所から同市道を西進し同市高岡、北地及び蓮池の大字界接点に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進、南西進及び南東進し同大字界接点に至り、同所から起点を見通す線を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							
鹿児島特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡日高村本郷の土岐山頂上（標高236.4メートル）を起点とし、同所から村道鹿児島線に至る稜線を西進及び北西進し同村道との接点に至り、同所から同村道を南東進、南西進及び北西進し日高村総合運動公園の境界との接点に至り、同所から同境界を南進及び西進し同村鹿児島及び九頭間の歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し村道九頭中線との接点に至り、同所から同村道を北西進し村道山ノ西鹿児島線との接点に至り、同所から同村道を西進及び北西進し国道33号との接点に至り、同所から同国道を西進し同村と同郡佐川町との境界との交点に至り、同所から同境界を西進及び北進し四国旅客鉄道株式会社土讃線との交点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を東進し村道平野小鹿児島線との交点に至り、同所から同村道を東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進し村道柏井宇井線との接点に至り、同所から同村道を南進し村道西越鹿児島線との接点に至り、同所から	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器							

	起点に至る ^{りょう} 稜線を南進して起点に達する線に囲まれた区域		
大岐特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐清水市大岐の国道321号と大仙川左岸との交点（吾郎丸橋東詰め）を起点とし、同所から同国道を東進し通称的場谷との交点に至り、同所から同谷を南進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南進し神木谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北進し大岐川右岸との交点（大岐北橋南詰め）に至り、同所から同右岸を北東進し大仙川との接点に至り、同所から同川左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器
松山特定猟具使用禁止区域（銃）	土佐清水市宗呂丙4340番地の市道下川口松山横峰小脇ノ川線と宗呂共有山官行造林と民有地との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し更に国有林清水事業区千代ヶ谷山91林班及び立石山94林班と民有林との境界を南西進及び北進し国有林小藤山標柱（清水69）に至り、同所から南東に延びる稜線を南東進し同官行造林と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器
篠原明見特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市篠原の市道南国129号線と国道55号の接点を起点とし、同所から同国道を西進し同市と高知市との境界との交点に至り、同境界を西進、北進、東進及び北進し国道195号との交点に至り、同所から同国道を東進し市道南国129号線との接点に至り、同所から同市道を南進して起点に達する線に囲まれた	平成30年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器

	区域		
柚ノ木宮ノ川特定猟具使用禁止区域（銃）	幡多郡三原村宇宮ノ川の村道宮ノ川線（本線）と村道中央線との接点を起点とし、同所から同村道を南西進し県道中村宿毛との交点に至り、同所から同県道を北進し村道小野駄場線との接点に至り、同所から同村道を南東進し村道柚ノ木宮ノ川線との接点に至り、同所から同村道を東進し県道土佐清水宿毛との接点に至り、同所から同県道を北東進、北西進及び北進し県道宗呂中村との交点に至り、同所から同県道を北東進し村道宮ノ川線支1号線との接点に至り、同所から同村道を東進し村道宮ノ川線（本線）との接点に至り、同所から同村道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成30年11月15日から平成38年11月14日まで	銃器
下分特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡日高村下分の村道中村丸田線と国道33号との接点を起点とし、同国道を北東進し村道小村1号線との接点に至り、同所から同村道を北西進し県道庄田伊野との接点に至り、同所から同県道を北進し日下川左岸との交点に至り、同所から同左岸を東進し同川と仁淀川との接点に至り、同所から北に直進し同村といの町との境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し国土交通省設置の仁淀川距離標14K/800から四国電力株式会社の送電線鉄塔（佐川線N o. 35号）を見通す線との交点に至り、同所から同線を南西進し村道江尻線との接点に至り、同所から同村道を南東進及び北西進し村道日下駅前江尻線との接点に至り、同所から同村道を南進及び西進し村道中村丸田線との接点に至り、同所から同村	平成30年11月15日から平成40年11月14日まで	銃器

	道を南進して起点に達する線に囲まれた区域		
--	----------------------	--	--

高知県告示第691号
 平成28年9月高知県告示第498号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正し、平成30年11月15日から施行する。
 平成30年8月31日
 高知県知事 尾崎 正直

表の明見特定猟具使用禁止区域（銃）の項及び柚ノ木特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。
高知県告示第692号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成30年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成30年8月31日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
須崎市桑田山字カッ ラ乙62番1	前	26.0 } 80.0	72
	後	26.0 } 104.2	72

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、県営土地改良事業（奈路地区農村地域防災減災事業（ため池整備（用水施設）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 平成30年8月31日
 高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
緊急耐震工事計画書の写し
- 縦覧期間

- 平成30年8月31日から同年10月2日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月31日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第6号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

監 査 公 表

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月31日

高知県監査委員 弘田 兼一
同 依光 晃一郎
同 奥村 陽子
同 植田 茂

第1 監査の実施

平成30年度の監査対象機関238機関のうち出先の48機関に対して、平成30年5月14日から同年8月16日まで定期監査を実施

した。

部局名	対象機関数	今回実施機関数		
		委員監査	書面監査	
知事部局	本庁	92	0	—
	出先	60	28	4
	計	152	28	4
公営企業局	本庁	2	0	—
	出先	2	2	—
	計	4	2	—
教育委員会	本庁	12	0	—
	出先	53	9	3
	計	65	9	3
警察本部	本庁	1	0	—
	出先	12	1	1
	計	13	1	1
その他の機関	本庁	4	0	—
	出先	111	0	—
計	出先	127	40	8
	計	238	40	8

第2 監査の結果

1 総括

今回実施の出先48機関のうち17機関において、改善、是正等を要する不適切な事務処理が合計31件認められた。

その内訳は、「強く改善を求める事項」が8件、それ以外の「改善を求める事項」が23件である。これらの事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2

のとおりである。

事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項の件数は、契約事務が16件と最も多く、次いで支出事務が7件となっている。これらの主な事例は、次のとおりである。

契約事務

- ・決裁漏れ
- ・契約書への委託業務の内容を示した仕様書の添付漏れ
- ・遅延利息の率の誤りなど契約書の不備
- ・提出物の徴取漏れ

支出事務

- ・支払遅延
- ・支出額の誤り
- ・検認漏れ・検認誤り
- ・証拠書類の亡失

庶務関係事務

- ・自家用車登録簿の更新漏れ
- ・公印等の確認印漏れ
- ・不適正な公印の使用

財産・物品管理事務

- ・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ

2 強く改善を求める事項

強く改善を求める事項の該当機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 安芸福祉保健所

ア 平成29年度の扶助費の支払において、生活保護受給者の収入認定事務を適切に行っていなかったことにより、支出金額に170,278円の過払いがあった。（支出事務）

イ 平成29年度の扶助費の支払において、請求書の受理日から3か月を超えて支払が遅延しているものが多数見られた。（支出事務）

(2) 希望が丘学園

ア 平成29年5月分の職員給食代の収入調定を行っていないものがあった。（収入事務）

イ 平成29年度給食調理業務委託料10月分の支払において給食数に誤りがあり、代金の一部が未払となっていた。（支出事務）

(3) 中央西農業振興センター

平成28年度の高知市東部地区震災対策農業水利施設整備備屋耐震対策工事において、契約保証金は現金により納付されていたが、引渡しを受けた後、直ちに行うべき払出しをしていなかった。（支出事務）

(4) 高知土木事務所

ア 平成30年1月12日付けの消耗品費の支出命令書及びそれに関連する支出負担行為決議書など文書一式を紛

失していたが、事故報告を行っていなかった。（支出事務）

イ 平成29年度の江ノ口、竹島川排水機場遠隔監視操作システムUPSバッテリー取替修繕業務において、支出負担行為決議書では契約書を作成することとていなかったにもかかわらず、決裁がないまま契約書を作成していた。（契約事務）

ウ 平成29年度の大谷川おもてなしの水辺創成事業委託契約書に金抜設計書及び仕様書を添付していなかった。（契約事務）

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適切な事務処理である。

第3 意見

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因して発生している。については、各機関において、法令等の内容を再確認することを周知徹底し、これらに沿って事務を執行すべきである。

特に契約事務は、重要な法律行為であり、契約当事者である県庁全体の信頼性にも大きな影響を及ぼすことから、今一度その重大性を再認識し、厳正に事務を執行することを強く求める。

今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において、同様の誤りを起こさないよう全職員に周知されたい。

別表1（事務区分別の強く改善を求める事項及び改善を求める事項）

事務区分	強く改善を求める事項	改善を求める事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合（%）	
収入事務	1	0	1	3.2	・収入調定漏れ
支出事務	5	2	7	22.6	・支払遅延 ・支出額の誤り ・検認漏れ・検認誤り ・証拠書類の亡失 等
契約事務	2	14	16	51.6	・決裁漏れ ・契約書の不備（仕様書の添付漏れ） ・契約書の不備（遅延利息の率の誤り） ・契約書の不備（違約金額の誤り） ・契約書の不備（必要な規定なし） ・提出物の徴取漏れ 等
財産・物品管理事務	0	2	2	6.5	・郵便切手類等出納簿の記帳漏れ
サービス管理事務	0	1	1	3.2	・休暇日数計算の誤り
給与・旅費支給事務	0	1	1	3.2	・手当（通勤手当）の支給誤り
庶務関係事務	0	3	3	9.7	・自家用車登録簿の更新漏れ ・公印等の確認印漏れ ・不適正な公印の使用
その他事務	0	0	0	—	
計	8	23	31	100.0	

別表2 (実施機関別)

() : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■ : 書面監査日
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス 管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	計	
知事部局										
危機管理部										
消防学校									0	平成30年5月14日
健康政策部										
安芸福祉保健所		2 (2)	3						5 (2)	平成30年7月12日
中央西福祉保健所									0	平成30年6月19日
須崎福祉保健所									0	平成30年6月12日
幡多福祉保健所									0	平成30年7月18日
衛生研究所			1						1	平成30年6月19日
幡多看護専門学校									0	平成30年7月18日
食肉衛生検査所									0	■平成30年8月16日
地域福祉部										
精神保健福祉センター			1						1	平成30年6月19日
希望が丘学園	1 (1)	1 (1)	1						3 (2)	平成30年6月4日
中央児童相談所									0	平成30年6月20日
幡多児童相談所			1						1	平成30年7月19日
文化生活スポーツ部										
消費生活センター									0	平成30年5月14日
女性相談支援センター									0	平成30年5月14日
商工労働部										
紙産業技術センター									0	■平成30年8月16日
高知高等技術学校									0	平成30年6月19日
農業振興部										
須崎農業振興センター			1						1	平成30年6月12日
中央西農業振興センター		1 (1)							1 (1)	平成30年6月20日
幡多農業振興センター		1							1	平成30年7月19日
農業技術センター									0	平成30年7月12日
果樹試験場			1						1	平成30年5月21日
茶業試験場									0	■平成30年8月16日
病害虫防除所									0	平成30年7月12日
畜産試験場									0	平成30年6月13日
中央家畜保健衛生所									0	平成30年6月20日
西部家畜保健衛生所									0	平成30年7月19日

() : 強く改善を求める事項の件数で内数

機関名	事務区分									委員監査日 ■ : 書面監査日
	収入	支出	契約	財産・物 品管理	サービス 管理	給与・旅 費支給	庶務関係	その他	計	
林業振興・環境部										
嶺北林業振興事務所									0	平成30年6月19日
中央西林業事務所									0	平成30年5月21日
須崎林業事務所									0	平成30年5月14日
環境研究センター			1						1	■平成30年8月16日
水産振興部										
水産試験場									0	平成30年6月13日
土木部										
高知土木事務所		2 (1)	4 (2)				1		7 (3)	平成30年6月19日
公営企業局										
あき総合病院			1		1				2	平成30年7月12日
幡多けんみん病院							1		1	平成30年7月18日
教育委員会										
教育センター									0	平成30年6月19日
中部教育事務所			1						1	平成30年5月14日
西部教育事務所									0	■平成30年8月16日
青少年センター									0	平成30年7月12日
心の教育センター									0	平成30年5月21日
春野高等学校									0	平成30年6月13日
窪川高等学校									0	平成30年6月8日
須崎工業高等学校									0	平成30年6月8日
宿毛工業高等学校				1					1	平成30年7月18日
高知ろう学校							1	1	2	■平成30年8月16日
盲学校									0	■平成30年8月16日
高知若草養護学校									0	平成30年6月4日
警察本部										
須崎警察署				1					1	平成30年5月14日
窪川警察署									0	■平成30年8月16日
計	1 (1)	7 (5)	16 (2)	2	1	1	3	0	31 (8)	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県庁本庁舎で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

平成31年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告

示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部管財課

電話番号088-823-9322

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成30年8月31日（金）から同年10月22日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成30年8月31日午前9時から同年10月22日午後5時までの間に高知県総務部管財課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110801/>）で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を平成30年10月22日午後5時までに(1)の交付場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年10月23日（火）午前11時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年9月21日（金）午後4時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受

けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年9月18日（火）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Government, Main Building

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 4:00 P.M. on Friday 21 September 2018

(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 22 October 2018

- (4) Contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9322
- (5) Others: As in the tender documentation